

岩手県告示第878号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成21年11月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

介護老人福祉施設

名 称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホームいちい荘	九戸郡軽米町大字軽米第9地割53番地3	平成21年10月1日